

基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>(1) 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>ア 役員及びその親族等</p> <p>イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>(2) 各社員の表決権が平等であること</p> <p>(3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>(4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		○

(1)

区 分	項 目	役員数		割 合	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合
		①	②	(②÷①)		(④÷①)
①	令和4年4月1日～令和5年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
②	令和5年4月1日～令和6年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%		%
申 出 時		8人	2人	25%	0人	0%

3分の1以下
であると
基準を満たす

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(2)

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申出時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

定款の文言と記載を統一

（注意事項）

- ・ 基準等チェック表（第3表）は、条例第11条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書）の提出時においても記載及び添付する必要があります。ただし、認定法人の場合、記載及び添付の必要はありません。
- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

「はい」の場合は、監査証明書を添付（その場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」の添付は不要）

(3)

項 目	①	②	③	④	⑤	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ	はい ○ いいえ

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

(4)

項 目	①	②	③	④	⑤	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 ○	有・無 ○	有・無	有・無	有・無	有・無 ○

(注意事項)

- ・ 更新申出にあたっては、規則第18条第2項に規定する「役員報酬規程等提出書」の添付書類として提出した書類の記載内容から変更がない場合には、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
(1) の各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 「①」、「②」及び「④」の各欄は第3表付表1「役員数」欄及び(1)、(2)欄に記載した役員数等を転記します。	
(2) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、『定款（又は会則）第○条に「正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与える。」と規定』のように記載します。	
(3) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「①」から「⑤」については、前記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。（法人税法施行規則） ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ④ たな卸表を作成すること ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること (注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」をした場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」をした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 ※ いずれかを満たせばよいので、監査証明書を添付する場合は、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付する必要はありません。
(4) の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、前記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	法人が名目に関わらず支出した金銭で、その費途が明らかでないものがある場合や、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合は基準を満たしません。